

議案第14号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成27年3月目黒
区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「小学校（）」の次に「同法第49条の5に規定する義
務教育学校の前期課程及び」を加える。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（説明） 学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が
施行されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、こ
の案を提出します。

資 料

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>第4条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育の利用に係る支給認定子どもが、学校教育法第1条に規定する小学校(同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程及び同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。)の第1学年から第3学年までに在籍する子ども(これに準ずる者として区長が認めるものを含む。次号において同じ。)が1人ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア・イ (現行に同じ。)</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p>	<p>第4条 (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育の利用に係る支給認定子どもが、学校教育法第1条に規定する小学校(同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。)の第1学年から第3学年までに在籍する子ども(これに準ずる者として区長が認めるものを含む。次号において同じ。)が1人ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア・イ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>